

第3回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要		
開催日時	平成26年7月15日(火) 10時00分～12時00分	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
議 題	1、開会 2、案件 (1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて 3、その他 4、閉会	
出席者	委 員	伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、 中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、中口 則弘 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局	今西市民活動部長、澤野井市民活動部参事、 堀内協働推進課長、園部地域活動推進課主幹、 高塚地域教育課主幹、 事務局(協働推進課まちづくり推進係)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者0人)	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会の定義に関する条項については、事務局修正案(資料1)の文言を採用する。 ・地域自治協議会の役割に関する条項については、改正案1(資料2)の文言を採用する。 ・地域自治計画については、認定要件として規則に定める。 	
担当課	市民活動部 協働推進課 まちづくり推進係	
議事の内容		
<p>1、開会</p> <p>2、案件</p> <p>(1) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて <地域自治協議会に関する条例修正案について> 奈良市自治連合会の中間報告書や事務局案をもとに審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定義に関する条項について ⇒事務局修正案(資料1)を採用することにする。 ➤ 役割に関する条項について ⇒改正案1(資料2)の文言を採用することにする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・改正案1の第1項「市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。」と、改正案2の第1項「地域自治協議会を設置し、市長の認定を受けるものとする。」のいずれの書きぶりの方が良いかについてであるが、「認定」された団体だけが「設置」できるのだから、改正案1の書きぶりの方が良いと思う。 ・「住民自治」の定義については、研究者によってその見解が異なるため、改正案2の「住民自治の推進」という文言は避けたほうが良いと思う。 ➤ 地域自治計画について ⇒認定要件として地域自治計画の策定に関する記述は必要であり、規則に明記する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治計画を認定の要件に含めるのは、認定を受けるうえでハードルが高いのではないか。 		

- ・認定という手続きは、認定を行う側である市長にも責任が伴う。その判断基準として地域自治計画の策定は要るのではないか。
- ・認定の要件ではなく、代わりに「設置後5年以内に地域自治計画を策定しなければならない」と義務規定を設けるのはどうか。
- ・事業計画が短期的な計画であるのに対し、地域自治計画は地域づくりの目標や基本的な行動方針等を定めた中長期的な計画である。市が公金を支出するに当たり、認定のための判断材料として少なくとも地域自治計画は必要ではないか。

<市民提案制度（協働政策提案制度について）>

事務局案をもとに審議を行った。

➤ 市民提案制度（協働政策提案制度）について

⇒次回以降も審議を進める。

●以下のような意見をいただいた。

- ・市民公益活動団体への助成状況や、市民提案制度（テーマ設定型、自由提案型それぞれ）に関するこれまでの取組状況とその評価を整理した資料を次回出してほしい。
- ・市民提案制度の対象は、NPOだけではなく地域自治協議会にまで広げると良いと思う。

3、その他

➤ 次回（第4回）の審議会について

⇒当初のスケジュールを変更し、次回は8月28日（木）10時より開催する。

4、閉会

以上